

第 71 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成 27 年 12 月 15 日 (火) 13 時 00 分～14 時 50 分
2. 場 所 三宮研修センター 601 会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員 (敬称略・五十音順)
北川学、北村新三、柴田眞里、竹内由美、中川丈久、西村裕三、藤浪芳子
 - (2) 実施機関の職員
行財政局主税部課税企画課長
行財政局主税部固定資産税課長
保健福祉局高齢福祉部担当課長
保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課長
保健福祉局障害福祉部障害福祉課長
保健福祉局看護大学事務局総務課長
地方独立行政法人 神戸市民病院機構 神戸市立医療センター中央市民病院情報企画課長
ほか
 - (3) 事務局の職員
市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス担当部長、市民情報サービス担当課長、
企画調整局情報化推進部 ICT 計画推進担当課長 ほか
 - (4) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①軽自動車税の経年重課及びグリーン化特例の導入に伴う軽自動車の検査情報の収集及び課税システム処理について
 - ②固定資産税賦課業務に係る住民基本台帳データの処理について
 - ③神戸市高齢者安心登録事業に係る個人情報の収集及び電子計算機処理について
 - ④レセプトデータ自動点検業務等のオンライン化について
 - ⑤移動支援助成システム (旧重度心身障害者タクシー利用助成システム) の情報項目の追加及び自動車燃料費助成支払口座管理システムの構築について
 - ⑥神戸市看護大学学務システムの再構築について
 - ⑦神戸市立医療センター中央市民病院と兵庫県立こども病院の医療情報システム連携について
 - ⑧地方税の賦課徴収に関する事務 特定個人情報保護評価書 (全項目評価書) について
 - ⑨番号法の施行に伴う類型答申の取扱いに係る周知について

5. 議事要旨

(1) 審 議

①軽自動車税の経年重課及びグリーン化特例の導入に伴う軽自動車の検査情報の収集及び課税システム処理について

行財政局主税部課税企画課から、軽自動車税の経年重課及びグリーン化特例の導入に伴う軽自動車の検査情報の収集及び課税システム処理について、条例第7条（収集の制限）及び条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 それでは、ただいまの説明について、ご質問ありましたらお願いします。

○委 員 経年車重課とグリーン化特例は、まったく別のものになるのですね。

○課 税 企 画 課 別のものです。経年車重課については、使用年数が長い車に重く課税します。

○委 員 環境負荷の小さい電気自動車などは軽減するということですね。これは軽自動車だけですか。

○課 税 企 画 課 自動車税につきましては都道府県が課税主体となっておりまして、同様のものは既に導入されております。軽自動車税は市が課税主体となります。

○委 員 他にご質問はありませんか。ないようでしたら、当審議会としての意見をまとめたいと思います。本件につきましては、平成28年度から導入される軽自動車の経年車重課及びグリーン化特例の賦課徴収にあたり、地方公共団体情報システム機構より検査情報を収集することになりますが、課税の正確かつ効率的な事務処理が行え、市民サービス向上に資すると認められます。また、経年車重課及びグリーン化特例の対象区分を正確に把握するためには、電子計算機処理が不可欠であると認められます。さらに個人情報の保護措置も徹底される予定であるということですので、本審議会の意見としましては、妥当といたしたいと思います。

②固定資産税賦課業務に係る住民基本台帳データの処理について

行財政局主税部固定資産税課から、固定資産税賦課業務に係る住民基本台帳データの処理について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 いまの説明について、ご質問ありましたらお願いします。
- 委員 特にご意見がないようですので、審議会としての意見をまとめたいと思います。この固定資産税賦課業務に係る住民基本台帳データの処理については、神戸市に住所地を有する固定資産税の納税義務者が死亡した場合に、各市税事務所での迅速かつ効率的な相続人調査を行うため、対象者の住民基本台帳データを電子計算機処理することは不可欠であると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としましては、妥当であると思いたしたいと思います。

③神戸市高齢者安心登録事業に係る個人情報の収集及び電子計算機処理について

保健福祉局高齢福祉部介護保険課から、神戸市高齢者安心登録事業に係る個人情報の収集及び電子計算機処理について、条例第7条（収集の制限）及び条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ご質問がありましたらお願いいたします。
- 委員 事前登録制度の任意後見人というのはどういう人でしょうか。
- 介護保険課 ご本人の意思能力がある間に、ご本人の意思で、この人に後見人になっていただきたいと届出をされている方になります。
- 委員 届出いただくのが既に大変じゃないかと思うのですが。
- 介護保険課 ご本人に任意後見人がおられれば、ということになりますが、ご本人の意思判断能力がある間は、本人の意思でご記入いただくということにしております。
- 委員 一定の年齢以上の方に、こういうことを市の方が進められるのですか。
- 介護保険課 高齢者ということで今回は対象者を書いておりますが、介護保険制度の中で総合相談窓口として地域にあんしんすこやかセンターがあるのですが、そこで高齢者の方と、介護保険第2号被保険者ということで40歳以上の方でも介護の認定とかサービスを受けることが可能ですので、年齢でいきますと、40歳以上の方の相談をお受けするということが対象としていきます。

- 委員 介護保険を使っている方は、対象ということですか。
- 介護保険課 使っておられる方はもちろん想定しておりますし、使っておられることを前提にしておりませんので、ここに書いております対象者や、申請できる方の用件にあつておれば、申請は受付する予定にしております。
- 委員 高齢者の定義は65歳以上ですか。
- 介護保険課 65歳以上です。介護保険でも1号被保険者は65歳以上で、2号被保険者が40歳から64歳ということになっています。
- 委員 それでは40歳以上であれば、誰でもできるということですか。
- 介護保険課 行方不明になる心配があるということでしたら、第2号被保険者の方でも、初老期認知症という病名で介護認定を受けていらっしゃる方が、一部おられます。そういう方、あるいはその前段階の方も対象と考えております。
- 委員 自分で、分かりませんと言えればいいのでしょうかけれども、そのところを捉まえるのが難しいところと思うのですが、そんなことはないのですか。
- 介護保険課 この制度を周知して、早めに検討・申請をしていただこうと考えておりますが、ご本人の判断能力が全くないということであれば、後見人制度の方を紹介するということから、その後はこちらの登録の手続きをしていただこうと思っております。
- 委員 徐々にそういう兆候が出ている人というのが、対象なのですね。申請しなければしてもらえないのですね。
- 介護保険課 ご相談と申請はお願いすることになります。
- 委員 どのようにPRしていくのですか。
- 介護保険課 介護保険の制度ではケアマネージャーといいまして、ケアプランを立ててくれる方がいらっしゃるのですが、ケアマネージャーであったり、地域の広く高齢者の見守り相談は民生委員が、それから、あんしんすこやかセンター、区役所職員等を中心に、文書でも広報していく予定ですが、ご心配

されている方や、必要ではないのかなという方に、口伝えでもしていく予定にしています。

○委員 前回、委員の方から意見が出て、3つの点を直されたということですが、最初が、申請者の範囲を限定するということでしたが、前ははどうなっていましたか。

○介護保険課 前は登録者の親族、その他神戸市で認めた人としておりました。

○委員 登録者の親族となっていたのですね。それを成年後見人とされたのですか。それと本人の意向に反して申請されるかもしれない、それはどのように対応されましたか。

○介護保険課 前は、親族からの申請によって、本人の意思確認を必ず取るということはおしていませんでしたので、今回は必ず、本人又は後見人の方から意思確認して登録していただくに変更しました。届出書の情報提供意思確認の項目についても、ご本人又は後見人の方に内容を確認いただき、自署いただくという形にしました。

○委員 これは情報提供の確認ですか、両方ですか。

○介護保険課 届出書表面に、「私は利用規約に同意した上で登録の届出をします」と書いております。

○委員 3つ目は何でしたか。

○介護保険課 事前登録情報の利用及び提供について、意思能力に応じて本人同意を取るべきということで、そちらについても届出書の裏面の情報提供意思確認のところ、情報収集・共有者それから行方不明時のこの情報の取扱についてご本人から同意を取るという形にしました。

○委員 ということ改正を図られているということなのですが、ご意見ありませんでしょうか。

○委員 使われますかね。今度は逆に、私は行方不明になるかもしれないと思う人しか出さないということに。

- 委員 実際、行方不明になって困っているという話はTV等でもよく見ますので、システムとしてはいいと思うのですが。
- 委員 この登録の有効期間は2年となっているのですが、この2年が切れる頃には、何らかのお知らせがいくとか、そういうことはお考えなのでしょうか。
- 介護保険課 原則は、申請いただいたときに、ご本人に有効期間と住所が変わるなど変更があるときには、お知らせくださいということをお伝えしますのと、もう一つ考えておりますのが、登録が終わったあとに登録証をお渡ししようと考えておまして、その際にも、もう一度その説明を行います。個人個人に通知しようとは考えていませんが、本当にこの登録情報を有効にしていくためには、周りにおられるご親族、ケアマネージャーに知っていただかないと使えませんので、そのことによって、そろそろ期限が来るのかなということも、周りから言ってくださる方が出てくるように、周りの方にも知ってもらってくださいね、とご本人にはお伝えしようと思っております。
- 委員 2年経てば2年、年をとるわけですから、そのときに良くなるということは難しいと思うのですが、更新しない場合、全て廃棄しますというのは、個人情報ということで気を使っておられるのでしょうか、性質からしまして、それが本当に親切なのかと思います。「また申請してください」と言うことは大変なお仕事が両方にいくのではないかと思いますのですが、ご本人にも行政にも。決まっているのですかね2年というのは。
- 介護保険課 こうした理由は、状況が変わっているのに情報を持ち続けているということは、個人情報の管理から見た際に適切かということで、ご本人からの変更、それから再申請ということで情報の更新を行い、正しいもの、必要なものを最低限保有していこうと考えているところです。
- 委員 2年経って、市からの通知ではなくご本人からの請求でしょう。これはケアマネージャーの仕事になるのかもしれませんが、それを徹底させておかないと。
- 委員 市からご本人へ通知するのですか。
- 介護保険課 今考えていますのが、ご本人への登録証の交付と、周囲の方にこういう制度があること、この制度に登録されたということをお知らせするチラシを

配ること、見守り等でよくあるのですが、手続きしたこと、連絡先を忘れないように冷蔵庫等に貼っておくとか、制度の説明であったりというようなものを用いて、原則はご本人、それから周囲の方に、登録の期間というものを見ていただこうと思っております。

○委員 そちらから、もうすぐ2年間で期限が満了しますので、更新の手続きをしてください、とかそういうことはしないのですか。

○介護保険課 現在のところは考えていなかったのですが、検討します。

○委員 むしろ自動更新にして、2年来ましたからやめますかと。やめるときは随時でいいと思うのですが、2年来ましたので状況が良くなれば、いつでもやめれますので、ということをお知らせして、何も来なければ更新という方が実態にあっているような気がします。

○委員 案件が案件ですから。

○介護保険課 有効期限につきましては、ご意見を参考にして、どうするかもう少し検討したいと思います。

○委員 どこまで本気でやるのかということだと思います。誰でもとはいいいませんが、もとの案のように広く出せる方が本当はいいと思います。その代わりに乱用をどうやって防ぐのかというところをもっと工夫する。今回はこれでいいかも知れませんが、たぶん動かないのではないかという気がします。事が起きると見直しになると思いますので、そのときでよいのかも知れませんが。

○介護保険課 他都市でも、こういうメール配信システムを使って、高齢者の方を見つめられているというのは、基本このメール配信によるものよりも、同時に警察に行方不明届を出しますので、実際に見つけていただくのは、ほとんど警察の方です。実質的にはケアマネージャーや、あんしんすこやかセンターの職員で情報を共有して、普段から見守っていくということが、むしろこのメール配信システムの大きな一つの意味あるところだと考えています。

○委員 そうすると、本人しか出さないというのは、あんまりよろしくないですね。前回そういう指摘があったのは、逆にあまりにもその辺を考えてなかったというのも確かだと思うのですけどね。本当にこれでこのシステムがうま

く動くのですか。個人情報保護もしなければいけないので、この制度が本当に意義あるものであれば、申請者を広げる代わりに、内容チェックの方法を工夫するとかしないといけないのではないのかなと思うのですが。言われたとおりに全て変えましたというのは、そうなのかもしれませんが、少し逆に心配するというか、この制度の意味がなくなるのではないのかなと。

○介護保険課　　まず、こういうことで出発させていただいて、内容については実質的に個人情報保護ということを守りながら、改善していくことが必要かなと思います。

○委員　　今回は仕方がないかもしれませんが、多分、動きませんので、改善をどうすれば乱用を防ぐことができるのかということを検討されながら、Ver. 2を作っていたきたい、という気がします。

○委員　　そもそもこういう見守りとかいうものになってきますと、個人情報もなにもないだろうと思うのですが。一番重要なのはその人の安全というか、そこを保護するという。

○委員　　バランスがあるのですよね。個人情報を出さないと守れないので、それくらい重要な役目を果たしているのですよ、ということを前面に押し出して、だから個人情報をこれくらい見せないといけないのです。その代わりにできるだけ乱用がないようにしますと腰をすえた対応を考えないと。これ個人情報でダメですねと、引いてしまうと、本来の高齢者の安全というのが守れなくなってしまうと思いますので、すごく難しい問題です。乱用ぎりぎりのところまでがんばって、プライバシーよりも重要なものを守るのであれば、それは生命の安全ですよね、それはもうしょうがないと、そういう感じになりますかね。申請者をチェックできればよいかなと思いますけれど、今回ではなくて運用しながら。

○委員　　制度の運用について、いろいろご意見が出たのですけれど、それは制度を立ち上げて、運用の中で対策してもらおうということによろしいですか。審議会の結論としては妥当であると思いたいと思いますが、ただ制度の運用の中で、先ほどの更新手続きについて再検討するなど、本来の制度の趣旨と個人情報の保護との考え方について、改善を図っていただきたいという付言をつけさせていただきませんが、結論としては妥当と思いたいと思いますが、よろしいですか。

○委員 異議なし。

④レセプトデータ自動点検業務等のオンライン化について

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課から、レセプトデータ自動点検業務等のオンライン化について、第12条（電子計算機の結合の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ご質問がありましたらお願いいたします。

○委員 パスワードの定期的な変更はどれくらいの頻度で行われるのですか。

○国保年金医療課 40日ごとに行います。

○委員 今、銀行のネットバンキングは毎日変わります。問題が起きて、お金が不正に取られたということがあり、銀行の自衛ということもあるのですが、毎日送ってきて、それを打ち込んで、やっと操作ができるというくらいで。これも大事な情報ですから、堺市の例もありましたので、性善説によらないで、しんどいことですが、やらないと。

○国保年金医療課 ご指摘のとおりですが、まずアクセスにつきましては職員の運用管理を徹底するために、より厳格な手続きが取れないか考えていきたいと思えます。パスワードの変更は1つの手法ですが、静脈認証を取り入れますので、アクセスした人間が誰なのかということは確定できる形をとっています。事業者の内部につきましてはデータを専門に扱う事業者ですので、企業の信用において、厳格に、徹底していただくよう契約は結びますけれども、その点についても、しっかりした取り組みができるような形の点検ができるようにしたいと思えます。

○委員 1ヶ月でできるということですか。

○国保年金医療課 今、既にデータ処理自体は構築されていますので、ネットワークを、これは通信業者の方で契約を結んで、接続をして、少しの間テストして、うまくいけば1ヶ月程度で構築できると聞いております。

○委員 他にご意見がないようでしたら、審議会の意見をまとめたいと思えます。オンライン化により、個人情報漏洩のリスクの軽減と作業効率の向上を図

ることになるということです。それと個人情報のシステム上の保護も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては「妥当」としたいと思います。

⑤移動支援助成システム（旧重度心身障害者タクシー利用助成システム）の情報項目の追加及び自動車燃料費助成支払口座管理システムの構築について

保健福祉局障害福祉部障害福祉課から、移動支援助成システム（旧重度心身障害者タクシー利用助成システム）の情報項目の追加及び自動車燃料費助成支払口座管理システムの構築について、第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明について、ご質問がありましたらお願いいたします。

○委員 ご意見がないようでしたら、審議会としての意見をまとめたいと思います。移動支援助成システムの情報項目の追加及び自動車燃料費助成支払い口座管理システムの構築については、助成金の適切かつ迅速な処理に資するという点で、市民サービスの向上の観点から不可欠であると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては「妥当」としたいと思います。

⑥神戸市看護大学学務システムの再構築について

保健福祉局看護大学事務局総務課から、神戸市看護大学学務システムの再構築について、第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明、報告について、ご質問がありましたらお願いいたします。

○委員 このデータはUSB等への媒体へ書き出すことは可能なですね。取り扱いには注意してください。

○看護大学 入試の判定とか、一部CSVで取り出しますが、個人情報を取り出すことは想定しておりません。入試の際の受験番号と成績が出てきまして、これのデータを取り出して入試判定会にかけるといふ、そういった使い方をします。

○委員 他にご意見ございませんか。ないようでしたら答申案をまとめたいと思います。新たに導入するパッケージシステムは多くの大学で使われているも

のだということです。同システムによって、学生に関する情報の一元管理とWebによる履修登録等可能になるということで、学生等関係者の利便性の向上が期待できること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから「妥当」としたいと思います。

⑦神戸市立医療センター中央市民病院と兵庫県立こども病院の医療情報システム連携について
地方独立行政法人 神戸市民病院機構 神戸市立医療センター中央市民病院情報企画課から、神戸市立医療センター中央市民病院と兵庫県立こども病院の医療情報システム連携について、第12条（電子計算機の結合の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明について、ご質問がありましたらお願いいたします。
2つの病院の医療情報システムを連携させるということですが、それぞれの病院の特色というのがあると思うのですが、実際の情報の配分はどちらからどちらへの移動が多くなるのでしょうか、見通しとしては。

○病院機構 こども病院との関係ですので、母親が、こどもが生まれる前に、こども病院に行き、その母親が、調子が悪くなる場合がありますので、その場合中央市民病院に来て、医療の連携をしていくことになろうかと思えます。今も須磨区にこども病院がありますので、年間150～200件近く紹介等しています。今後ポートアイランドの中で近くなったということもあって、かなり連携も進むのかなと考えております。

○委員 他にありませんか。それでは答申の方向性をまとめたいと思います。中央市民病院と県立こども病院との医療情報システムを連携することにより、両病院間で患者紹介を行う場合に迅速に患者情報を提供できるようになり、それによりまして患者の迅速かつ的確な救命及び治療に寄与するものと認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから「妥当」としたいと思います。

⑧地方税の賦課徴収に関する事務 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）について
事務局から、地方税の賦課徴収に関する事務に関する特定個人情報保護評価書（全項目評価書）について、経過説明がなされた。また、特定個人情報保護評価書点検部会から、同部会での意見結果について報告がなされた。

○委員 ただいまの説明、報告について、ご質問がありましたらお願いいたします。

○委員 特に質問等ないようでしたら、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報保護評価書の記載内容につきましては、特段の問題は認められないと考えられ、特定個人情報を含む個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては「妥当」であると思いたいと思います。なお、とりわけ特定個人情報の保護のためのリスク対策は、特定個人情報保護評価書への記載内容が実際の運用において確実に実行されることを要請する旨、付言したいと思います。よろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

⑨番号法の施行に伴う類型答申の取扱いに係る周知について

事務局から、番号法の施行に伴う類型答申の取扱いに係る周知について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 形式的な問題ですが、マイナンバーを含む個人情報を特定個人情報と呼んでいまして、特定個人情報には番号法の適用があるということです。条例上の類型化の答申につきましても個人情報という言葉を使っているのですが、これにつきましては個人番号が含まれていない個人情報に限定したいと。その旨を実施機関宛に周知すると。周知の案はそこにお示ししておりますが、周知文は一任いただけますでしょうか。

○委員 異議なし。

○委員 それでは本日の諮問案件について、すべて妥当であると結論いただきました。これもちまして、第 71 回 神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。